

【論文】

IFRSにおける利益情報の集約及び分解に関する開示思考

内藤 周子

1. はじめに

IASB (International Accounting Standards Board) はIAS 1 (International Accounting Standards No.1, Presentation of Financial Statements)の公開草案「全般的な表示及び開示 (General Presentation and Disclosures)」(以下、公開草案)を2019年12月に公表した¹。当該提案は、基本財務諸表プロジェクト及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善 (Better Communication in Financial Reporting)」に関する作業の一環として開発したものであるとされる²。利益情報の集約 (aggregation) 及び分解 (disaggregation) すること、特徴を共有 (shared characteristics) している項目を識別して、財務報告におけるコミュニケーションの改善を目指したものである。

本稿は、会計情報の集約及び分解の在り方について検討を行うものである。公開草案は、2017年3月に公表された討議資料「開示に関する取組み：開示原則」と整合しているため、討議資料において包含されている基本財務諸表及び注記の役割に基づいて、表示・開示を決定する会計人の判断原則についてまず整理することにする。そして、財務諸表の利用者に目的適的な情報を伝達することでコミュニケーションは改善されることから、Edwards and Bell (1961)における利益情報を分割表示する思考について検討を行う。当該学説は、意思決定に有用な会計情報を要請する方向性を明確にするという制度会計上の転機であるAAA (1966)に影響を与えていると考えられるからである³。また、概念フレームワークであるIASB (2018)において、一般目的財務会計の目的

¹ 現在、公開草案に対するフィードバックを受けて再審議が行われている。2022年1月のアジェンダペーパーにおいて、これまでの暫定決定を反映した収益・費用の分類の全体像として、デリバティブおよびヘッジ手段に係る損益のデフォルト区分は、投資区分／財務区分から営業区分に変更が示されている。これらは暫定決定であり、引き続き再審議の動向を注視する必要がある。

² 財務報告におけるコミュニケーションの改善はIASBが「2015年アジェンダ協議」を踏まえて作成された中心テーマのひとつである。財務報告におけるコミュニケーションの改善は、「基本財務諸表」、「開示に関する取組み」、「IFRSタクソノミ」といった3つのプロジェクトから構成されている。

³ 井尻 (2003) は、会計の目的は、投資家から預かった資金を、責任を持って運営するという1930年代の会計責任やスチュワードシップの考え方が次第に忘れられ、会計の目的は投資家の意思決定に有用な情報を提供することであるという考え方が1960年代から盛んになってきたと指摘している。その主要なものとしてASOBAT (1966) を挙げている (井尻 (2003)、14頁)。

を「報告企業への資源提供に関する意思決定を行う際に、既存及び潜在的な投資家、融資者及びその他の債権者にとって有用な報告企業に関する財務情報を提供すること」(IASB (2018), para.1.2) と示すように、意思決定に有用な将来キャッシュ・フローの予測及びスチュワードシップに有用な情報の提供を中心的なものとして、その思考は引き継がれていると考えられる。それらの思考を基礎として、IFRS (International Financial Reporting Standards) における利益情報の集約及び分解に関する開示思考について検討を行うこととする。

2. 利益情報の集約及び分解に関するカレント原価に関わる整理

IASB (2018) では、「資産のカレント原価 (current cost) は、測定日における等価資産の原価であり、測定日に支払われる対価に、測定日に発生する取引費用を加えたものである。負債のカレント原価は、測定日において同等の負債に対して受領される対価から、測定日に発生する取引費用を控除したものである。」として測定属性として明示している (IASB (2018) para.6.21)⁴。概念フレームワーク上、カレント原価で測定された資産および負債に関する情報は、測定日に同等資産が取得又は創出され得る原価、または同等負債の発生又は引受けのために受領される対価を反映しているので関連性がありうる (IASB (2018) para.6.40) としていることから、現行の会計基準においてカレント原価を制度として適用するか否かの問題は別としても、資産及び負債についての測定基礎としてカレント原価の思考は、利益の集約及び分解を考察する上で有用な概念である。それは、概念フレームワークにおいても、カレント原価の消費 (または履行によるカレント収入) を報告するためには、報告期間における帳簿価額の変動を、カレント原価の消費 (または履行によるカレント収入) と 価格変動の影響に分割する必要がある、その価格変動の影響は、「保有利益 (holding gain)」または「保有損失 (holding loss)」とされているからである (IASB (2018) para.6.42)。つまり、カレント原価の思考は、財務情報の分解表示を導くことに親和性があるのである。

Edwards & Bell (1961) は、カレント原価を用いて意思決定に有用な情報を提供するために利益の分割表示を行なっている。すなわち、経営利益 (business profit) を、営業活動から生じうる利益として当期営業利益 (current operating profit) と、保有活動から生じる利得である実現可能原価節約 (realizable cost saving) である保有利得に分解する思考を主張している (Edwards & Bell (1961), p.121. 『訳書』 (1964)、100頁参照。)。ここでいう当期営業利益は、ある期に、アウトプットのカレント売価が、それに関連するインプットのカレント原価を超過する分である (Edwards & Bell (1961), p.115. 『訳書』 (1964)、95頁参照。)。また、実現可能原価節約は、企業が、その会計期間に資産を保有している間に、その資産のカレント原価が増加した分である (Edwards &

⁴ IASB (2018) における表6-1上、特定の測定基礎から提供される情報の概要をまとめている。当該図では、取得原価 (historical cost)、公正価値 (市場参加者の前提条件) (fair value (market participant assumptions))、使用価値 (事業体固有の前提条件) (value in use (entity-specific assumptions))、カレント原価 (current cost) という4つの測定基礎を並列している。

Bell (1961)、p.115.『訳書』(1964)、95頁参照。)

さらに、当該学説が、利益を発生源泉別で分解する思考の嚆矢とされるのは、分解思考がその後の学説や基準に影響を与えているからである。より具体的には、Sprouse and Moonitz (1962)、AAA (1966)、Revsine (1973)、FASB (1979) に現れている。Sprouse and Moonitz (1962) は、保有利得・損失 (holding gain and loss) と当期営業利益と区分している (Sprouse and Moonitz (1962), pp.29-30.『訳書』(1964)、146頁参照。)⁵。なお、Sprouse and Moonitz (1962) において、棚卸資産及び有形償却資産を現在の交換価格 (すなわちカレント原価) で評価し、それ以外の資産は過去の交換価格で評価している。ゆえに、カレント原価ですべての資産を評価してはいない。カレント原価で評価の対象となる資産は、資産を安く購入したことが利益の一部を構成していることを示せるように、資産の価格変動の影響を区分表示するためである。

また、会計制度としては1976年にSEC (Securities and Exchange Commission) による ASR 190 (Accounting Series Release No.190) が公表され、1979年にFASB (Financial Accounting Standard Board) による SFAS 33 (Statements of Financial Accounting Standards No.33: *Financial Reporting and Changing Prices*) が公表されたことで、カレント原価による情報が実務的に要求されていた⁶。SFAS 33において、継続的事業活動からの利益が製品の販売価格が販売にカレント原価と密接に関連するならば、将来キャッシュ・フローの評価に役立つであろうとしている (FASB (1979), para.117)。このように将来キャッシュ・フローを予測する情報としてカレント原価は想定されていたものの、SFAS 82 (Statement of Financial Accounting Standards No.82: *Financial Reporting and Changing Prices: Elimination of Certain Disclosures—an amendment of FASB Statement No. 33*) によって、会計制度上、カレント原価の情報は要求されないこととなった⁷。すなわち、カレント原価の適用は、意思決定に有用な情報提供がなされないことが実証を経て明らかになったものである。また、実務上のコストに見合わないものであったと考えられる。上述から、カレント原価は、測定属性として会計基準上で要求しないものの、会計情報の開示に関する議論において考察に値す

⁵ Sprouse and Moonitzが1962年に公表した『企業会計原則試案』(Accounting Research Study No.3: *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business*) は、それに先立つ Moonitz の『基礎的会計公準論』(Accounting Research Study No.1: *The Basic Postulates of Accounting*) を基礎としており、その延長として位置付けられている。なお、泉 (1995) は、操業利益と保有利得との区別とを区別する点に関しては、Edwards and Bell (1961) の考え方と同様であるとし、異なる点は売却時価によりある特定の資産の評価を行おうとしたことにあると指摘をしている (泉 (1995)、101頁、103頁)。

⁶ ASR 190は、一定規模のSEC登録企業に対してカレント原価を補足情報として開示することを要求していた。

⁷ SFAS 33の要求時の有形資産のカレント原価とコンスタントドルの推定値に焦点を当てたアメリカ合衆国の実証研究として、概して価値関連性 (value relevance) を見出すことができないという結果として、Beaver and Landsman (1983)、Hopwood and Schaefer (1989)、Beaver and Ryan (1985)、Bublitz, Frecka and McKeown (1985)、Murdoch (1986)、Bernard and Ruland (1987)、Haw and Lustgarten (1988)、Lobo and Song (1989) などが挙げられる。これらの研究結果は、物価変動に関する情報を会計制度に反映させる社会実験の結果ととらえることができる。

るものなのである。

3. 財務諸表上の情報の分解・集約

財務諸表上の情報は、異なる特徴を有する項目を合算しているため、要約され過ぎていて単独では有用ではない可能性が高い（IASB（2019）、B5）と指摘されている。当該指摘は、財務諸表をシンプルにすると、企業が財務諸表利用者に有用な情報を提供することが難しくなるという批判に対応しているものと思われる。

当該指摘に関連する基準横断的な特徴として「IFRSでは、財務諸表本体を補完するものとして注記が重視されており、財務諸表本体には反映されないものの、企業の経済実態を明らかにするうえで重要であると考えられる情報は、広く注記による開示の対象に含めるというアプローチが採られる」と述べられている（日本銀行金融研究所（2011）、19-20頁）。公正価値に関する情報、将来情報を用いた企業のリスクといった見積り情報、見積りに用いた仮定とそれが変化しうるリスク等を詳細にすることで注記情報は膨大になる。このような情報の膨大化は、重要な情報の埋没化を引き起こしうる。結果として、財務諸表利用者に目的適合的な情報を伝達する助けになるとは限らないのである。すなわち、IASBが予備的見解において財務諸表が記載された情報が効果的に伝達されないケースとして、大量な注記情報によって問題が生じる可能性が挙げられるのである⁸。

また、企業が財務諸表利用者に有用な会計方針の開示を提供することに役立てるために、2019年に会計方針の開示（Disclosure of Accounting Policies）としてIAS 1における第117項から第122項の修正に関する提案がなされている⁹。財務諸表の本体、注記、財務諸表外で情報が開示されるアニュアルレポートについてトータルで適切な情報の伝達を行うためであると考えられる。さらに、原則を開発すべきであるとして次の7点が挙げられている。第1に企業固有（entity-specific）のものであることである。第2に、可能な限り、シンプルで直接的な記述であることである。第3に、重要な事項を強調する方法により情報が体系化されることである。第4に、目的適合性がある場合、他の情報と関連付けられていることである。第5に、情報を不要に重複させないことである。第6に、企業間及び時系列の比較可能性を最適化する方法で提供されていることである。第7に、情報の種類に応じた様式（リストや表など）によって提供されていることである。これらの7点によっ

⁸ IASBが「予備的見解「第2章効果的なコミュニケーションの原則」において、財務諸表が記載された情報が効果的に伝達されない場合に利用者に生じる可能性がある問題として、次の3つを挙げている。第1に、情報を理解することが困難となり、財務諸表分析に多くの時間を費やすことである。第2に、目的適合性のある情報を見過ごすことである。第3に、財務諸表の異なる場所に記載された情報間の関係を識別できないことである。（para.23）。

⁹ 本提案は、財務諸表にどの会計方針を開示するかを決定する際に、財務諸表の作成者を支援することを目的とする修正案を含むとされている。具体的には、IAS 1における117項について、企業が重要な会計方針（significant accounting policy）ではなく、重要性のある会計方針（material accounting policy）を開示することを要求するように修正するといったことを提案している。また、併せて実務記述書第2号である重要性に関する判断の行使（Making Materiality Judgements）の修正の提案がなされている。

て企業が財務諸表においてより効果的に情報を伝達するための助けとなることが期待されている。

4. IAS 1「財務諸表の表示」公開草案における提案

基本財務諸表（primary financial statements）に関わる提案の要点は、次の3点である。

第1に財務諸表間の一貫性と比較可能性の重視である。より具体的には、営業利益の定義を明確にするとともに、間接法によるキャッシュ・フロー計算書のトップを営業利益にすることである。企業は、支払配当金、利息を財務活動によるキャッシュ・フローとして分類しなければならない（IASB（2019），33A，34A）。また、受取利息及び受取配当金を投資活動によるキャッシュ・フローとして分類しなければならないと規定している（IASB（2019），34A）¹⁰。これらの改定は、投資家が比較可能な情報開示を企業にもとめるものである。

第2に、経営者の意図を注記情報に開示することである。IFRSに準拠しない項目について調整（adjusted）を明記し、調整表を開示して比較可能性を高めることで、投資意思決定という目的に適合性のある情報を求めている。

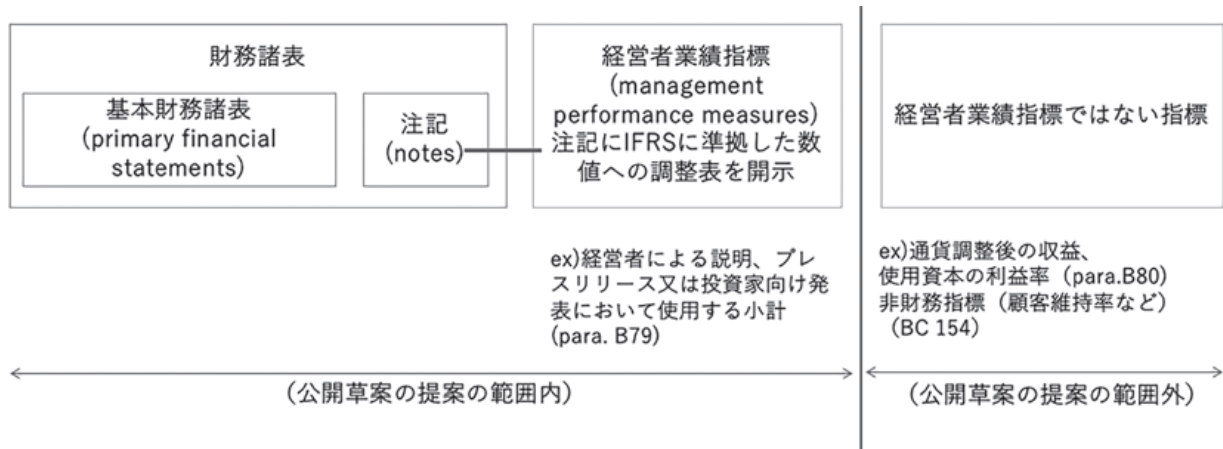
第3に、本公開草案の提案は、会計情報が財務諸表において伝達される方法の改善案を、財務業績に焦点を当てたものであり、投資家の要望に対応して、純損益計算書における比較可能性のより高い情報と、経営者の定義した業績指標（Non-GAAP指標）の報告に対する規律と透明性をより高めたアプローチを要求するとしている¹¹。この背景には、IFRSに準拠しない業績指標いわゆる代替的業績指標（APM: Alternative Performance Measure）の使用が増加していることが挙げられよう。

公開草案においては、財務諸表（基本財務諸表と注記）のほかに、経営者業績指標についても言及している。経営者業績指標としては、経営者による説明、経営者による説明、プレスリリース又は投資家向け発表において使用する小計といったものが該当する（IASB（2019），para. B79）。一方で、経営者業績指標ではない指標については、本公開草案の範囲外となる。より具体的な経営者業績指標ではない指標として、通貨調整後の収益、使用資本の利益率（IASB（2019），para. B80）、非財務指標（顧客維持率など）が該当する（IASB（2019），BC 154）。それらをまとめると図表1のようになる。なお、図表1は、公開草案における提案の範囲を示したものであり、公開草案が検

¹⁰ これまでは複数の分類可能性を許容していた。より具体的には「支払配当金は、財務資源の獲得コストであることから、財務キャッシュ・フローに分類することができる。あるいは、企業が営業キャッシュ・フローから配当金を支払う能力を利用者が判断するのに役立つように、営業活動によるキャッシュ・フローの内訳項目として分類することもできる」（IAS 1, par. 34）と規定されていたが、公開草案では削除されている。さらに、キャッシュ・フローに対応する収益又は費用の純損益計算における分類を参照しなければならない規定を新たに設けており（IAS 1, paras. 34C-34D）、純損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の一貫性をもとめているといえる。

¹¹ Non-GAAP指標とは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（Generally Accepted Accounting Principles: GAAP）による定めがない指標である。非GAAP指標と呼ばれることもある。

図表1 公開草案における提案の範囲



(出所：公開草案をもとに筆者作成。)

討する事項の範囲外であってもIFRSが規定する範囲内になりうる事項は示されていない。

Shibasaki and Toyokura (2019)は、日本の証券取引所に上場する全てのIFRS適用企業を対象に、IFRSの適用とNon-GAAP指標の開示との関係を分析している。日本企業がIFRSを適用すると、財務諸表外においてNon-GAAP指標を開示する傾向が高まることを明らかにしている。また、日本企業の間では、IFRS適用後に、経営者が非反復的 (non-recurring) と考える項目を除いたNon-GAAP利益の開示がより一般的に用いられており、非反復的項目を除いた利益を区分して表示することを多くの経営者が重視していることを示す結果を得ている。

公開草案の提案では、通例でない (unusual) 収益及び費用に関する情報を注記において開示することを企業に要求している ((IASB (2019), para.101)。公開草案における通例ではない項目の利益情報の有用性を経営者が重視するものと考えられる。

また、IASB (2019) は、分解について定量的な閾値 (quantitative thresholds) を設けるアプローチを棄却している (IASB (2019), BC 26)¹²。その理由を「重要性の定義及び重要性についての企業の判断には定性的な評価を含めるべきであるというガイダンスとの矛盾を避けるためである。また、当審議会は、すべての場合に当てはまる適切な閾値を決定することは困難であろうと結論を下した。」としている (IASB (2019), BC 26)。集約及び分解の原則 (para.25-28) は、財務諸表の利用者が、必要に応じて組み替えて分析ができることの利便性を考慮していると考えられる¹³。

図表2は、公開草案に示される純損益計算書の要約 (Summary of a statement of profit or loss) である。図表2の影付きで表示されている営業損益 (operating profit or loss)、営業損益並びに不

¹² IASBの検討した内容は、例えば、企業の収益の10%以上の残高の区分開示を要求するか又はそのような閾値を超える残高を分解すべきかどうかの検討を企業に要求するかということであるという。

¹³ 「重要性がある」の定義 (IAS 1, par.7の一部) については、IAS 8に移動させることを提案されている。(IASB (2019), BC227)。

可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用（operating profit or loss and income and expenses from integral associates and joint ventures）、財務及び法人所得税前純損益（profit or loss before financing and income tax）といった新たな小計を示すことを提案している。

本提案における新たな小計を適用するにあたり、企業は純損益計算書において、営業（operating）、不可分の関連会社及び共同支配企業（integral associates and joint ventures）、投資（investing）、財務（financing）に分類される収益及び費用を表示している。

図表2 純損益計算書の要約

収 益	X	営 業
営業費用	(X)	
営業損益	X	
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分	X	不可分の関連会社 及び共同支配企業
営業損益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用	X	
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分	X	投 資
投資から生じる収益	X	
財務及び法人所得税前純損益	X	
現金及び現金同等物から生じる利息収益	X	財 務
財務活動から生じる費用	(X)	
年金負債及び引当金に係る割引の戻し	(X)	
税引前純損益	X	

[出所：IASB（2019），p.7，邦訳9頁参照。]

2004年当時のIASB /FASBが財務諸表の表示に関する共同プロジェクトの当時は、企業は自らの活動の一体性のある財務の全体像を写像するように、財務諸表において情報を表示しなければならないとしており、一体性のある財務の全体像とは、財務諸表全体にわたり項目間の関係が明確で、企業の財務諸表が可能な限り相互に補完していることをいうとしている。

しかしながら、公開草案において、当審議会は、純損益計算書における区分についての提案を、基本財務諸表間で分類を揃えようとはせずに開発した。したがって、純損益計算書の営業、投資及び財務の各区分に分類される収益及び費用は、キャッシュ・フロー計算書における営業、投資及び財務の各区分から生じるキャッシュ・フローとは必ずしも対応しないとしている。純損益計算書と、キャッシュ・フロー計算書との区分の分類は揃っていないことは、費用項目の分類からも明らかである。すなわち、公開草案では、以前にIASBとFASBが行った共同プロジェクトの当時の一体性を目指していないのである。

5. 原則主義と会計人の判断

原則主義アプローチ (principles-based approach) の議論が活発であった2000年前半当初、Tweedie (2007) は、概念フレームワークについて基準間での整合性を確保するために、共通の基盤となる概念となるものであり、概念フレームワークを原則主義アプローチのひとつの要素としていた。その後、Wells (2011) における記述のように原則主義アプローチと概念フレームワークに準拠していることを同一視するようになり、原則主義アプローチの位置付けに変化が観察された。

現在における位置付けについての議論として、徳賀 (2016) は、概念フレームワークの実質的な格下げと、原則主義アプローチ (principles-based approach) が後退していることを指摘している。徳賀 (2016) は、IASBが行っている概念フレームワークの二段階の格下げとして「まず、IASBは、個々のIAS/IFRSと概念フレームワークとに齟齬がある場合に、IAS/IFRSが優先され、齟齬は短期的に解消される必要がないことを述べている。次に、両者の改訂が相互的であること (概念フレームワークも頻繁に変更されうることを) を明確化しており、設立当初の概念フレームワーク重視から大きく後退している」ことを挙げている (徳賀 (2016)、127頁)。

そのような議論を踏まえて、原則主義アプローチの議論が活発化した2000年代における概念フレームワークの改訂状況を確認することとする。FASB/IASB (2006) に示されるように、2006年にFASBとIASBが覚書 (Memorandum of Understanding: MOU) を交わして以降、IASBはFASBと会計基準を共同で設定及び改訂作業を行っていた。当初のMOUにおけるプロジェクトに関する重要な審議議題の一つが概念フレームワークの見直しである。その一部である第1章「一般目的財務報告の目的」と第3章「有用な財務報告の質的特性」は、2010年に公表されている。

その後、共同プロジェクトは解消されて、IASBが単独で進めることとなった。斎藤 (2013) が、共同プロジェクトをIASB単独で進めるのは難しく、依然としてFASBの非公式な支援が不可欠であると考えられる (斎藤 (2013)、120-121頁) と指摘している。また、大石 (2015) が、FASBと一定の距離を置くようになったIASBは、それまで以上に米国以外の主要国 (地域) との関係を重視しなければならなくなり、例えば、概念フレームワークがテーマであれば、地域利害が対立する場面はさほど多くないだろうが、個別基準がテーマとなる場合には、会計基準と関連諸制度との調整など、国・地域に固有の問題をめぐって意見が対立することも予想される (大石 (2015)、320-321頁) とし、地域利害を反映した会計基準等設定に関する議論が今後、活発化するとしている。すなわち、国・地域に固有の問題があるなかでの利害関係者の意思決定に有用な情報を会計情報に求めるといふ、概念フレームワークを取り巻く状況を理解したうえで、原則主義をIFRSの基盤に置くといわれている文脈から、会計人の判断の意味を理解していく必要があると考えられる。

会計人の判断に関してEdwards and Bell (1961) は客観性についての実際問題 (the practical matter of objectivity) として「会計における客観性の主な目的は、虚偽や不正を予防し、第三者による勘定の監査を容易にすることであることは、疑念の余地がない。けれども、ここで客観性といっても、相対的な事柄であることは明らかである。伝統的な実務にしたがっている会計人も、数

限りない主観的な判断を下しているのである。固定資産の償却のパターンを決める際に、貸倒引当金の見積りを行う際に、年金、積立金を決定する際に、会計における客観性の程度は、決して絶対的なものではないのである。」としている (Edwards and Bell (1961), p.283. 『訳書』(1964)、239頁参照。) さらに、正確な調査 (the search of accuracy) として「カレント原価を見積るのに、指数が用いられねばならないときは、計算された見積指数が客観的で検証可能であっても、不正確にならざるをえない。この意味では、カレント原価は真実の値に対する近似値にすぎないかもしれない。しかし、取得原価は正確に認知され、カレント原価は推定にすぎないという場合でも、取得原価の方が真実であって、より正確に実状 (reality) を表しているということにはならない。(…中略…) 取得原価は正確に認知されるかもしれないが、実は当期だけの経済事象ではない。推定によるカレント原価でも、真のカレント原価の近似値としては、取得原価よりすぐれている」(Edwards and Bell (1961), p.284. 『訳書』(1964)、240頁参照。) としている。すなわち、取得原価が記録としての正確性が認められるものの、価格が購入日以降で変動しているという実状を表示することの有用性を主張しているのである。原則主義アプローチは、国際的に統一した会計基準を設定するための捷径としての側面があろう。Edwards and Bell (1961) において、実状を会計で表現しようとする際に原則主義的な思考が見られる。現在においては、伝統的な実務以上に会計人による判断が求められると考えられる。

6. 結論

東京証券取引所においてIFRSを適用する企業が増加している¹⁴。日本におけるIFRSの存在感が増すなかで、利益情報の集約及び分解とともに損益に関する項目の注記開示の重要性はますます高まると考えられる。さらに、「収益又は費用が通例ではないかどうかを判定するにあたり、企業は、当該収益又は費用の種類と金額、再発の予想を考慮しなければならない」(IASB (2019) paras. B68-69) としていることから、会計人による判断を伴う部分が多くなると考えられ、原則主義を重要視する思考がより進展する方向性にあるといえよう。

公開草案において、IFRSに準拠した項目と、IFRSに準拠しない項目の調整表を用いて透明性を確保するという思考が表れていた。すなわち、調整表を作成することで、財務諸表上の収益及び費用の小計と経営者業績指標といった項目の透明性を確保した開示を要請するものであるといえる。利用者が組替可能な利益の開示及び調整表を作成することによる投資家とのコミュニケーションの在り方については今後の課題としたい。

謝辞 本研究は JSPS 科研費 JP17K13817 の助成を受けたものです。

¹⁴ 「会計基準の選択に関する基本的な考え方」においてIFRS適用済会社、IFRS適用決定会社、IFRS適用予定会社の合計は234社で全体の6.4%であるとしている。また、2020年6月末時点における234社(IFRS適用済会社、IFRS適用決定会社、IFRS適用予定会社)の時価総額の合計は255兆円であり、東証上場会社の時価総額(611兆円)に占める割合は42%である。

主要参考文献・URL

- American Accounting Association (AAA) (1966), *A Statement of Basic Accounting Theory*. (飯野利夫訳 (1969)『基礎的会計理論』国元書房。)
- Beaver, W. H. and W. R. Landsman (1983), *Incremental information content of Statement No.33 disclosures*, FASB, Stamford, Connecticut.
- Beaver W. H. and Stephen G. Ryan (1985), "How well do Statement No. 33 earnings explain stock returns?" *Financial Analysts Journal*, Vol.41, pp. 66-71.
- Bernard V. L. and R. Ruland (1987), "The incremental information content of historical cost and current cost income numbers: time series analyses for 1962-1980," *The Accounting Review*, Vol.62, pp. 707-722.
- Bublitz B., T. J. Frecka and J. C. McKeown (1985), "Market association tests and FASB Statement No.33 disclosures: a reexamination/discussion," *Journal of Accounting Research*, Vol.23, pp. 1-27.
- Edwards, Edgar O., and Philip W. Bell (1961), *The Theory and Measurement of Business Income*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press. (中西寅雄監修、伏見多美雄、藤森三男訳編 (1964)『意思決定と利潤計算』日本生産性本部。)
- Feltham, G., and J. Ohlson (1995), "Valuation and Clean Surplus Accounting for Operating and Financial Activities," *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, pp. 689-732.
- Financial Accounting Standards Boards (FASB), *FASB Discussion Memorandum, An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and their Measurement*, 1976. (津守常弘監訳 (1997)『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。)
- FASB (1979), Statement of Financial Accounting Standards No. 33, *Financial Reporting and Changing Prices*.
- FASB (1984), Statement of Financial Accounting Standards No. 82, *Financial Reporting and Changing Prices: Elimination of Certain Disclosures: an amendment of FASB Statement No. 33*.
- FASB (2010), FASB concepts statement no. 8, "Conceptual Framework for Financial Reporting—Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information." Retrieved from http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176157498129&acceptedDisclaimer=true (accessed October 1, 2022).
- Financial Accounting Standards Board/ International Accounting Standards Board. (2006), A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP: 2006-2008. Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB, February 27.
- Haw I. M. and S. Lustgarten (1988), "Evidence on income measurement properties of ASR No. 190 and SFAS No. 33 data," *Journal of Accounting Research*, Vol.26, pp. 331-352.
- Hopwood, W. and T. Schaefer (1989), "Firm-specific responsiveness to input price changes and the incremental information content in current cost income," *The Accounting Review*, Vol.64, pp. 312-338.
- International Accounting Standards Board (IASB) (1989), *Framework for the preparation and presentation of financial statements*. International Accounting Standards Committee (IASC).
- IASB (2019), International Accounting Standards No.1, *Presentation of Financial Statements: General Presentation and Disclosures, Exposure Draft*.
- IASB/ FASB (2018), *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- Lobo G. J. and I. M. Song (1989), "The incremental information in SFAS No. 33 income disclosures over historical cost income and its cash and accrual components," *The Accounting Review*, Vol.64, pp. 329-343.

- Moonitz, Maurice (1961), *The Basic Postulate of Accounting*, AICPA. (佐藤孝一・新井清光訳 (1962) 『アメリカ公認会計士協会 会計公準と会計原則』、中央経済社、所収。)
- Murdoch, B. (1986), "The information content of FAS 33 returns on equity," *The Accounting Review*, Vol.61, pp. 273-287.
- Peasnell, Kenneth, and Geoffrey Whittington (2010), "The Contribution of Philip W. Bell to Accounting Thought," *Accounting Horizons*, Vol.24, No. 3, pp. 509-518.
- Revsine, Lawrence. "Review Article: The Theory and Measurement of Business Income." *The Accounting Review* Vol.56 No.2, pp. 342-354.
- Sprouse, Robert T., and Maurice Moonitz (1962), *A Tentative Set for Broad Accounting Principles for Business Enterprise* (AICPA, 1962). (佐藤孝一・新井清光訳 (1962) 『アメリカ公認会計士協会 会計公準と会計原則』、中央経済社、所収。)
- Shibasaki, Y., Chikara Toyokura (2019), "The Disclosure of Non-GAAP Performance Measures and the Adoption of IFRS: Evidence from Japanese Firms' Experience," *IMES Discussion Paper* No. 2019-E-20, Institute for Monetary and Economic Studies, Bank of Japan Paper Series (available at <https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/english/19-E-20.pdf>).
- Tweedie, D. and Geoffrey Whittington (1984), *The debate on inflation accounting*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tweedie, D. (2007), Can Global Standards Be Principle Based? *The Journal of Applied Research in Accounting*, Vol. 2, No.1, pp. 3-8.
- Wells, M. (2011), *Framework-based Teaching of Principle-based Standards*. IFRS Foundation.
- Whittington, Geoffrey (1983), *Inflation Accounting; An Introduction to the Debate*, Cambridge: Cambridge University Press. (辻山栄子訳 (2003) 『会計測定的基础—インフレーション・アカウンティング—』中央経済社)
- Whittington, G. (2008), "Fair value and the IASB/FASB conceptual framework project: An alternative view," *Abacus*, Vol.44, pp. 139-168.
- 秋葉賢一 (2022) 『エッセンシャルIFRS (第7版)』中央経済社。
- 井尻雄士 (2003) 「米国会計基準とその環境：変遷75年の二元論的考察」『季刊 会計基準』第3号、8-29頁。
- 泉宏之 (1995) 「スプローズ・ムーニッツ理論の検討」『産業経理』第54巻第4号、97-103頁。
- 大石桂一 (2015) 『会計規制の研究』中央経済社。
- 加藤達也 (2022) 「日本企業による Non-GAAP 指標の開示に関する特性分析：IFRS 任意適用企業を対象とした検証」の模様」『金融研究』第41巻第3号、57-86頁。
- 斎藤静樹編著 (2007) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク (第2版)』中央経済社。
- 斎藤静樹編著 (2013) 『会計基準の研究 (増補改訂版)』中央経済社。
- 須田一幸 (1987) 「カレント・コスト会計における利益分割測定表示と将来利益予測」『會計』第132巻第1号、116-133頁。
- 須田一幸 (2000) 『財務会計の機能—理論と実証—』白桃書房。
- 徳賀芳弘 (2016) 「IASBの会計基準設定姿勢の変化とその意味—原則主義アプローチの位置づけの変化—」『商学論究』(関西学院大学) 第63巻第3号、111-131頁。
- 東京証券取引所「「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析について<<2020年3月期決算会社まで>>」<<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000004xls6-att/kaikeikijun.pdf>> (閲覧日：2022年10月1日)。

日本銀行金融研究所(2011)「ワークショップ「国際財務報告基準(IFRS)と企業行動：IFRSアドプションのインパクト」の様相」『金融研究』第31巻第1号、1-74頁。

日本銀行「IFRSの適用とNon-GAAP指標の開示——日本企業の経験から」柴崎雄大、豊蔵力(日本銀行)
<https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/lab/lab19j03.htm/>(閲覧日：2022年10月1日)。

平松一夫監修(2020)『IFRS国際会計基準の基礎(第6版)』中央経済社。